

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。

- (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
- (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
- (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
- (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
- (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
- (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
- (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
- (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
- (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危

険を及ぼすテロ行為の発生。

- (2) 上記 2.(1) の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙 1において示されたとおりとする。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

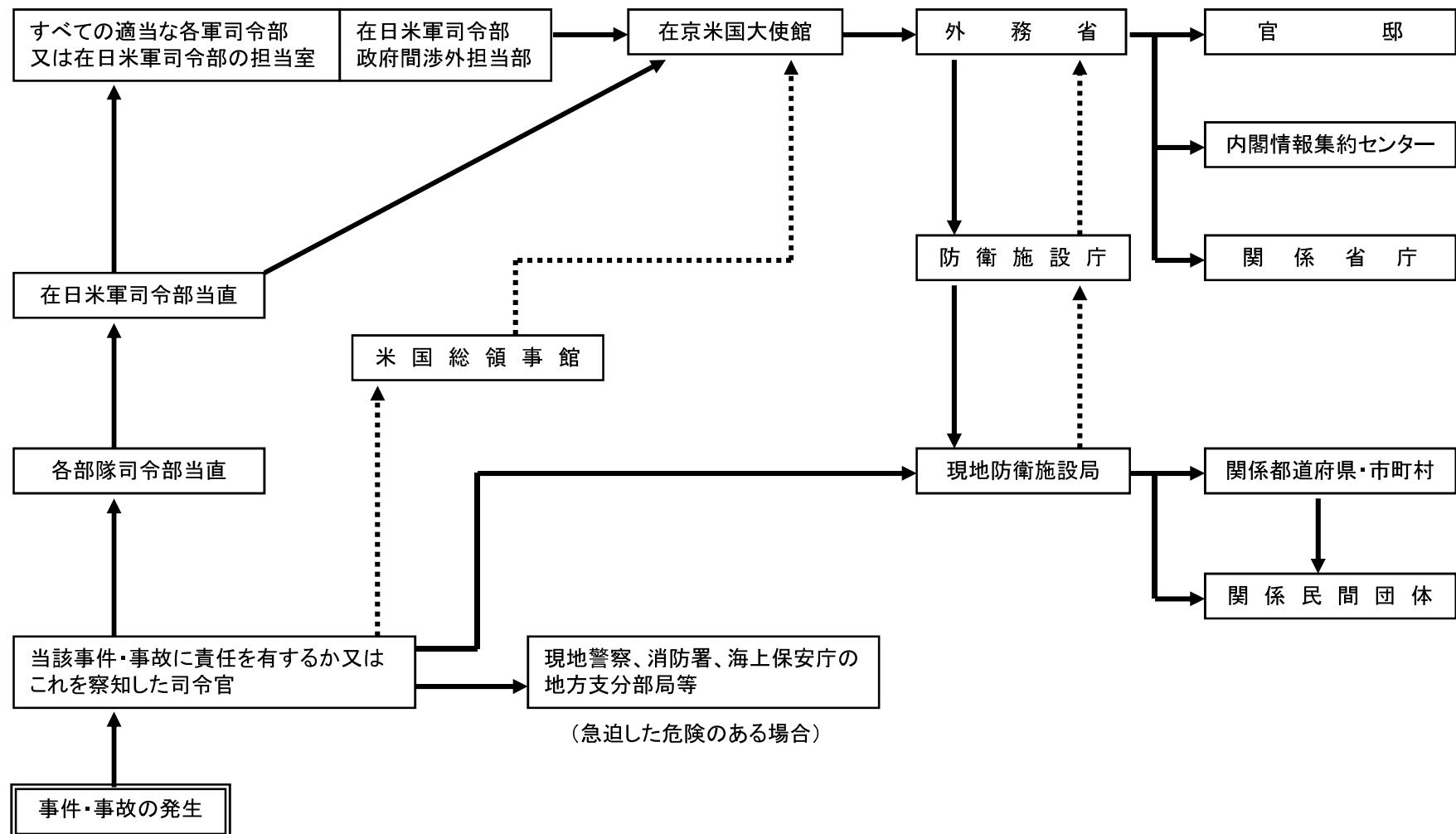
事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙 1 に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通 FAX 機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON 付託事項に規定されているとおり、必要に応じ AWGON において見直される。

通 報 経 路

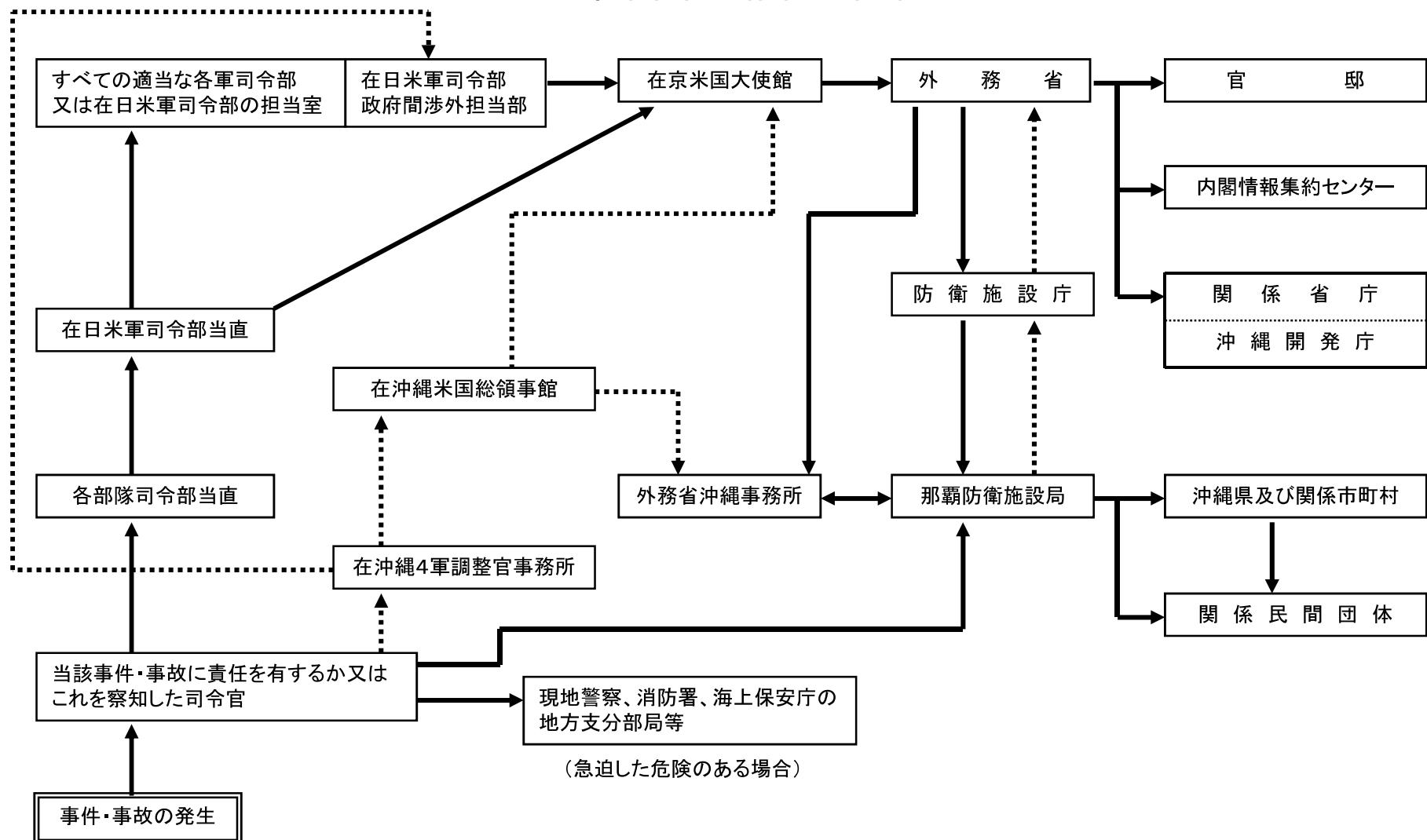


※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

沖縄関係通報経路詳細

別紙1-2



※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び那覇防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

※※※ この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。